

【目次】

目次の「ご質問内容」の箇所をクリックして
いただくと該当のページに移動します。

● 団体扱自動車保険について

項目	ご質問内容	ページ
全般	Q. 契約する保険会社を選ぶことはできますか	3
	Q. 補償内容について教えてください	3
保険料の割引について	Q. 一般に保険加入するよりも保険料が安いのはなぜですか	3
	Q. 団体扱割引率は毎年変わるのですか	3
	Q. 現在の団体扱割引率はいつまでですか	3
	Q. 過去の団体扱割引率は	3
	Q. 家族の車にも団体扱割引を適用できるのですか	3
加入対象者について	Q. 契約者名義を親族にできますか	4
	Q. 記名被保険者（主に運転する方）は誰でもいいのですか	4
	Q. 車の所有名義は誰でもいいのですか	4
	Q. 退職後も引き続き団体扱制度に加入できますか	4
保険料の支払いについて	Q. 保険料の支払いはどのようになりますか	5
	Q. 一括払いはできますか	5
	Q. 給与天引きの月を変更できますか	5
	Q. クレジットカードのポイントを貯めるためクレカ払いをしたいのですが	5
	Q. 現金払いは可能ですか	5
新規加入手続きについて	Q. 2台目の車を購入したので、追加で保険に入りたいのですが	6
	Q. 現在他の保険会社で契約していますが、満期からNEXCOグループ団体扱自動車保険に加入したいのですが	6
各種変更手続きについて	Q. 自動車を買替えたのですが、何か手続きは必要ですか	7
	Q. 車両入替以外に変更手続きをする必要があるのはどんな場合ですか	7
	Q. 子供が免許を取得したのですが、自動車保険の補償対象とするにはどうしたらいいですか	7
	Q. 変更の際、追加の保険料が発生した場合の精算はどうするのですか	7
ご解約について	Q. 自動車を手放しましたが、何か手続きは必要ですか	8
	Q. 中断手続きとは何ですか	8
更新手続きについて	Q. 更新手続きはどのように行うのですか	9
	Q. 押印は必要ですか	9
	Q. どの書類を返送すればいいですか	9
その他	Q. 車両保険をつけていれば、地震や津波による被害でも保険金は支払われますか	9

【目次】

● 自動車保険以外の保険について

項目	ご質問内容	ページ
全般	Q. 自動車保険以外で、団体のメリットがある保険は何ですか	10
	Q. 団体制度以外の保険商品は販売してないのですか	10
	Q. 地震保険に加入したいのですが	10
	Q. 普段自転車に乗っているのに、万一の賠償事故に備えたいのですが、そのような保険はありますか	10
	Q. 低金利のローン制度があると聞きましたが、どのような内容ですか	10

[【目次へ】](#)

● 団体扱自動車保険について

全般

Q. 契約する保険会社を選ぶことはできますか

A. NEXCO グループの団体扱自動車保険で採用されているのは、損害保険ジャパン日本興亜(株)の商品となっております。他の保険会社の商品をお選びいただくことはできませんので、ご了承ください。

Q. 補償内容について教えてください

A. 当社ホームページ内に、損害保険ジャパン日本興亜(株)のパンフレットをPDFにて閲覧できるページがございます。ぜひご覧ください。

保険料の割引について

Q. 一般に保険加入するよりも保険料が安いのはなぜですか

A. 団体扱制度は、加入台数が 1,000 台以上でなおかつ損害率が良好な場合に、「団体扱割引」を適用することができます。現在、NEXCO3 社の社員（道路厚生会会員）のほか、NEXCO 退職者・旧 JH 退職者およびグループ会社の社員とその退職者を対象とした加入台数は、約 14,000 台にのぼり、**平成 29 年 10 月以降、35.0%の団体扱割引が適用されます。**

Q. 団体扱割引率は毎年変わるのですか

A. 毎年 10 月 1 日に見直されます。総契約台数および損害率により団体扱割引率が増減することがあります。損害率とは、ご加入者皆様から頂いた保険料に対する支払保険金の割合をいいます。

Q. 現在の団体扱割引率はいつまでですか

A. 団体割引率は、毎年 10 月 1 日で見直され、翌年 9 月 30 日までに保険始期が開始する保険契約に適用されます。

Q. 過去の団体扱割引率は

平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年～ 平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度～ 平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
5%	10%	20%	25%	30%	20%	25%	30%	32.5%	35%

Q. 家族の車にも団体扱割引を適用できるのですか

A. グループ会社の従業員ご本人を契約者とすれば、配偶者、ご本人または配偶者の同居の親族、ご本人または配偶者の別居の扶養親族を所有者とする車も、団体扱の対象となり、割引を適用できます。

[【目次へ】](#)

加入対象者について

Q. 契約者名義を親族にできますか

A. 契約者はグループ会社の従業員ご本人のみとなっております。

Q. 記名被保険者（主に運転する方）は誰でもいいのですか

A. 下記の方が対象となっております。

- ① 契約者ご本人
- ② 配偶者
- ③ ご本人または配偶者の同居の親族
- ④ ご本人または配偶者の別居の扶養親族 のいずれかとなっております。

（「親族」とは、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。）

ご加入時、もしくは記名被保険者変更時、③④の方が該当する場合は、続柄確認資料が必要です。

③④の方の免許証コピー、健康保険証のコピーなどを他の申込書類とあわせてご提出ください。

Q. 車の所有名義は誰でもいいのですか

A. 被保険者と同様で、契約者ご本人、配偶者、ご本人または配偶者の同居の親族、ご本人または配偶者の別居の扶養親族のいずれかとなっております。

車検証上の所有者欄の記載が上記に当てはまらない場合（ディーラーやローン会社名を除く）は、団体扱制度のご契約としてはお引き受けできません。団体扱制度のご契約にするためには、名義変更手続きをしていただく必要がございます。詳しくは当社までご相談ください。

Q. 退職後も引き続き団体扱制度に加入できますか

A. 当該契約の満期日までは、満期までの残月数分の保険料を一括払込することにより加入をご継続いただけます。

（例：11月1日満期の方が4月末で退職する場合、保険料が保険始期月の2か月遅れで天引きされているため、8か月分の保険料が一括払込となります。）

契約更新時は、グループ会社退職者用の団体扱制度をご用意しておりますので、在職時と同様、団体扱割引率の適用を受けることができます。

保険料は、お客様指定の銀行口座からの自動振替となり、年一回払となっております。

[【目次へ】](#)

保険料の支払いについて

Q. 保険料の支払いはどのようにになりますか

A. ご勤務先（グループ会社）を通じた給与天引きとなっております。
給与天引きは、保険始期月の2か月後から開始されます。
(10月始期契約の場合は、12月の給与から天引き開始)

Q. 一括払いはできますか

A. この制度は、所属する会社による給与天引きを前提としておりますので、毎月の給与天引きによる12回払いのみとなっております。
一括払いはできかねますので、ご了承ください。

Q. 給与天引きの月を変更できますか

A. 保険始期月の2か月後の給料より天引きとなっておりますので、給与天引きの月を変更することはできません。

Q. クレジットカードのポイントを貯めるためクレカ払いをしたいのですが

A. 申し訳ございませんが、給与天引きのみとなっておりますので、ご了承ください。

Q. 現金払いは可能ですか

A. 申し訳ございませんが、給与天引きのみとなっておりますので、ご了承ください。

[【目次へ】](#)

新規加入手続きについて

Q. 2台目の車を購入したので、追加で保険に入りたいのですが

A. ご加入手続きについては、2つの方法がございます。

- ① ご購入のお車の車検証コピー、お客様の免許証をご用意の上、以下のNEXCOグループ団体扱自動車保険専用コールセンターまでご連絡ください。(TEL 0120-282-122)
スタッフから、補償内容および保険料のご案内等をさせていただきます。
 - ② 当社のホームページのトップページ画面に「お見積り・お申込み」のボタンを設けております。
クリックしていただき、条件を入力するとお客様ご自身で保険料の試算をすることができ、申し込みの希望をすることができます。
申し込みの希望をしていただくと、スタッフよりお客様にご連絡をさせていただきます、正式な申し込み手続きのご案内をさせていただきます。
- ※ 2台目以降の場合、1台目の自動車保険の等級が11等級以上の場合、「複数所有新規」の制度が適用でき、「7S等級」にて契約できる場合があります(本来は6S等級)。
- ※ バイク、原付の保険のご加入方法は①のみとなります。ホームページからのご試算はできません。

Q. 現在他の保険会社で契約していますが、満期からNEXCOグループ団体扱自動車保険に加入したいのですが

A. 具体的な手続き方法は、上記内容(2台目の車を購入した場合)と同じです。

なお、追加書類として、証券番号・現在の等級・現在の補償内容がわかるもの(現在の保険証券のコピーなど)が必要となります。

また、他の保険会社で適用になっている等級は、団体扱に切り替えても継承することができます。
(ごく一部例外となる会社がございます。詳しくは当社までお問い合わせください。)

[【目次へ】](#)

各種変更手続きについて

Q. 自動車を買替えたのですが、何か手続きは必要ですか

A. 「車両入替」の手続きをする必要がございます。

一度当社までご連絡の上、新しいお車の車検証のコピーを、当社まで FAX をお願いいたします。

(FAX 番号 03-5210-5566)

遅くとも納車日の前日のお昼までにご依頼ください。(納車が週末の場合は、金曜日のお昼まで)

Q. 車両入替以外に変更手続きをする必要があるのはどんな場合ですか

A. 車両入替以外で、主に変更手続きが必要なものは以下の通りです。

- ① 住所が変わったとき
- ② 年齢条件を変更するとき
- ③ お子様を運転対象に加える(外す)とき
- ④ 運転者の限定をつける(外す)とき
- ⑤ 主に運転する方(被保険者)を変更するとき
- ⑥ 補償内容を変更するとき
- ⑦ お車の使用目的が変わったとき(例:通勤に使用されるようになったときなど)
- ⑧ ご解約されるとき

お手続きに関しては、当社までご連絡いただき、変更事項をお申し付けください。

また、①～⑧以外で何か現在の契約に対し変更がございましたら、当社までご連絡ください。

Q. 子供が免許を取得したのですが、自動車保険の補償対象とするにはどうしたらいいですか

A. お子様がお同居されている場合は、年齢条件をお子様の年齢に合わせていただく必要がございます。

お子様が別居されている場合は、年齢条件の対象外となりますので、年齢条件をお子様の年齢に合わせていただく必要はございません。

また、運転者の限定を「本人・配偶者限定」にしている場合は、その限定を外す必要がありますが、お子様が同居もしくは別居でも未婚のお子様であれば「家族限定」の対象となります。

(ケースによって手続き方法が異なりますので、詳しくは当社までお問い合わせください。)

Q. 変更の際、追加の保険料が発生した場合の精算はどうするのですか

A. 変更の際の追加の保険料は、毎月お支払いいただいている保険料に上乗せいたします。

変更発生日の2か月後の給与天引きから保険料が変わります。

なお、変更に伴い保険料が返還となる場合は、毎月お支払いいただいている保険料と相殺(減額)させていただきます。

[【目次へ】](#)

ご解約について

Q. 自動車を手放しましたが、何か手続きは必要ですか

A. 契約のご解約手続きを行いますので、当社までご連絡お願いいたします。

所定の書類にご署名が必要となりますので、当社から書類をご郵送いたします。

なお、解約ならびに満期をもって更新をしないご契約の等級が 7 等級以上の場合（1 年間事故のない状態で満期を迎えた 6 等級契約を含む）、中断手続きを行うこともできます。

※注意：ご解約時、等級が 5 等級以下（割増等級）の場合、13 か月間以内に再度保険加入される場合には、その等級が引き継がれますのでご了承ください。

Q. 中断手続きとは何ですか

A. ご契約のお車の廃車・譲渡等によりご契約を解約する（または継続しない）場合に、「自動車保険の中断手続き」を行っていただくことで、中断前のご契約のノンフリート等級（無事故による割増引）を 10 年間保持することができ、将来お車の再取得等であらたにご契約いただく際にそのノンフリート等級を引き継ぐことができます。

※ 中断前に事故による保険使用があった場合は、再契約時にその事故情報が反映したノンフリート等級および事故有係数が適用となります。

※ 解約時の状況によって中断手続きができない場合や、再契約時の状況によって中断復活が出来ない場合がございます。詳しくは当社までお問い合わせください。

[【目次へ】](#)

更新手続きについて

Q. 更新手続きはどのように行うのですか

A. 自動車保険の更新手続きは、更新対象契約の満期 2 か月前をメドに、当社から「更新案内（申込書）」をご郵送にてお送りいたします。

Q. 押印は必要ですか

A. 押印は必要ありませんが、ご署名をお願い致します。

Q. どの書類を返送すればいいですか

A. 当社からお送りした申込書類のうち、次の 3 つの書類をご返送ください。

- ① 自動車保険契約更改申込書（本紙）
 - ② 自動車保険契約更改申込書（代理店控）
 - ③ ご契約条件（重要事項）確認書
- ※ 自動車保険契約更改申込書（お客様控）はお客様ご自身で保管してください。

その他

Q. 車両保険をつけていれば、地震や津波による被害でも保険金は支払われますか

A. 車両保険では、地震・噴火・津波による損害は免責となっており、補償されません。

ただし、その損害をカバーする特約として「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」があります。

この特約は、車両保険（一般条件）を適用したご契約に対し、地震・噴火・津波による損害でご契約の自動車
が全損になった場合に、一時金として 50 万円（ただし、車両保険金額が 50 万円を下回る場合はその金額と
します。）をお支払いする特約です。

この特約の月払保険料は、420 円となります。

[【目次へ】](#)

● 自動車保険以外の保険について

全般

Q. 自動車保険以外で、団体のメリットがある保険は何ですか

A. グループ会社の社員様向けの団体のメリットのある保険商品として、「団体総合生活保険」を設立いたしました。これは、東、中、西の各NEXCOグループごとに団体制度を設け、医療補償、がん補償、所得補償、傷害補償、親介護補償、ホールインワン・アルバイトロス補償など、日常生活における補償をラインナップしております。くわしくはHP上の該当ページをご参照ください。

Q. 団体制度以外の保険商品は販売してないのですか

A. 当社では、団体制度以外でも、個人向けの商品として、損害保険の全商品（海外旅行保険やレクリエーション保険など）を取り扱っております。

Q. 地震保険に加入したいのですが

A. 地震保険は単独で加入することができません。必ず「火災保険」とセットでご加入ください。なお、地震保険の保険金額は火災保険の保険金額の30～50%以内で設定し、なおかつ建物5,000万円、家財1,000万円が上限となっております。

Q. 普段自転車に乗っているのですが、万一の賠償事故に備えたいのですが、そのような保険はありますか

A. 自転車に乗っていて他人に接触してケガをさせたなどの場合、自動車保険や火災保険、傷害保険の特約で付帯できる「個人賠償責任保険特約」にて対応可能です。特に団体扱自動車保険に付帯する場合、団体扱割引が適用されてますので、年間1,000円程度の保険料で付帯することができ、なおかつ示談交渉サービスがついているのでお得です。

Q. 低金利のローン制度があると聞きましたが、どのような内容ですか

A. NEXCOグループ会社の正社員様を対象に、低金利な目的ローンを斡旋しております。自動車購入や教育、住宅のリフォームなどの目的にご利用いただけます。
※ 使用用途の確認のため、確認資料（自動車購入であれば、売買契約書のコピーなど）の提出が求められます。

詳しいお問い合わせや資料請求は、

「ローンご案内デスク」 TEL 0120-100-059

までご連絡くださいますよう、お願いいたします。